

令和2年5月22日

保護者 様

目黒区教育委員会
目黒区立第十一中学校長
田 井 俊 行

区立小・中学校の臨時休業期間明けの教育活動について

本校における新型コロナウイルスの感染症への対応に、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

区立小・中学校の臨時休業期間を令和2年5月31日（日）までとしているところですが、緊急事態宣言が解除された場合の教育活動につきまして、下記のとおりお知らせします。

なお、緊急事態宣言が延長された場合は、あらためてお知らせします。

状況が刻々と変化していることから、本内容は現時点のものとなります。

記

1 令和2年6月1日（月）以降の教育活動について

以下のとおり、段階的に教育活動を再開します。

(1) 令和2年6月1日（月）から6月8日（月）まで（6日間）

- ・生徒を複数のグループに分け、3日に1回程度登校する「分散授業日」（学校給食提供なし）を設定します。

(2) 令和2年6月9日（火）から6月12日（金）まで（4日間）

- ・生徒を複数のグループに分け、2日に1回程度登校する「分散授業日」（学校給食提供なし）を設定します。

(3) 令和2年6月15日（月）から6月18日（木）まで（4日間）

- ・毎日、「午前授業」（学校給食提供なし）とします。

※令和2年6月1日（月）から6月18日（木）までは、「分散授業日」以外に、学校施設における生徒の預かりは実施しません。

(4) 令和2年6月19日（金）以降

通常どおりの授業（学校給食提供あり）とします。

※「分散授業日」の詳細につきましては5月25日に学校ホームページでお伝えします。
※状況によっては、「分散授業日」の期間を延長し、その後、段階的に通常授業へと移行していく場合もあります。

2 最終学年を優先した休業中の登校日の設定について

進路の指導の配慮が必要な第3学年については、週1回の連絡日の他に、5月29日（金）までに「分散登校日」を1回設定します。（「分散登校日」は授業日としません。）

なお、臨時休業期間中であるため、分散登校日に学校に来られなかった場合においても、「欠席」扱いとはしません。

※「分散登校日」の詳細につきましては、5月25日に学校ホームページでお伝えします。

3 中学校の入学式について

- ・令和2年6月2日（火）を入学式とし、感染予防の対策を十分講じた上で、体育館で実施します。
- ・入学式当日は授業日とします。
- ・新入生の保護者の参観も可とします。ただし、1世帯当たり、1人の参観となります。
- ・軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られる場合は、参列せず、自宅で休養してください。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。

4 登校にあたって

- （1）生徒は登校前に各御家庭で検温と風邪症状を確認するなど、健康状態の把握を十分に行い、健康カードに記入して学校に提出します。
- （2）生徒はマスクを着用して登校させるようお願いします。
- （3）以下の点に示す場合においては、「出席停止」として扱い、「欠席」扱いとはしません。
 - ①生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合
 - ②感染予防の観点から、保護者が登校させないと判断した場合

※以上の理由により登校させない場合は、必ず学校に連絡してください。

※学校を欠席した場合でも、お子様と電話等で直接話す機会を設けたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いします。
- （4）医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について
 - ア 重症化リスクへの対応の必要性が考えられますので、登校については個別に御相談ください。
 - イ 登校すべきでないという判断となった場合は、登校せずに自宅で休養してください。

5 学校の感染症対策

以下のような感染症対策を行います。

(1) 生徒への指導内容

- ア 感染拡大を防ぐためには、自分の生活や行動を振り返り、一人ひとりが気を付けなくてはならないことを理解し、実践できるようにすること。
- イ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ウ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
- エ 基本的な感染症対策を徹底し、可能な限り3つの「密」を避けること。

(2) 環境整備

- ア 教室等の換気をこまめに行う。
- イ 生徒の座席の間隔を最大限確保する。給食を開始する際、生徒の座席は、当面の間、前向きとし、会話は控える。
- ウ 教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどする。
- エ 余裕のある教室に生徒を分散して、可能な限り少人数の授業を行う。

6 水泳指導について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、夏季休業期間中も含め、今年度の水泳指導は中止とします。

7 新型コロナウイルス感染症に関する連絡について

生徒、並びに同居する御家族等が、新型コロナウイルス感染症の「感染者」または「濃厚接触者」となった場合は、速やかに学校にも連絡してください。

なお、生徒、教職員が「感染者」となった場合は、原則として14日間の「臨時休業（学校閉鎖）」となります。

8 人権への配慮について

感染者、濃厚接触者とその御家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその御家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないことを御家庭でも確認してください。

また、子どもや保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合は、学校に御相談ください。また、学校ホームページには、相談窓口「いじめなど、困ったときの相談は…」を掲載しています。

9 めぐろ子ども見守りメールへの加入について

今後の教育活動の変更や感染症対策に関するお知らせを迅速に連絡できるよう、「めぐろ子ども見守りメール」への加入をお願いいたします。

※未加入の御家庭で加入を希望される場合は、学校に御連絡ください。

※新1年生保護者の方はお渡ししている申請書にてお申し込みください。

以 上

連絡先

目黒区立第十一学校 副校長

電話 3718-6506